

事 務 連 絡
令和 7 年 11 月 12 日

一般社団法人 全国植物検疫協会
専務理事 君島 悦夫 殿

農林水産省消費・安全局植物防疫課
課長補佐（輸入検疫担当）

ドイツから日本向けに輸出される穀物のわら等の輸入検査の保留等
の対応解除について

平素より植物検疫への御理解と御協力をいただきありがとうございます。

ドイツから日本向けに輸出される穀物のわら等の検査対応については、令和
7 年 1 月 20 日付け農林水産省消費・安全局植物防疫課課長補佐（輸入検疫担当）
事務連絡によりお知らせしていたところです。

今般、当局動物衛生課から、同国における口蹄疫の清浄性を確認したことか
ら、下記に示す物品等について、家畜伝染病予防法に基づく輸入検査が不要にな
った旨の連絡がありました。

このため、植物防疫所で実施していた下記の対象品目に対する輸入検査の保
留等の対応を、通常対応に戻すこととしましたので、お知らせいたします。

なお、本年 11 月 11 日までに同国が発給した検査証明書が添付された植物に
ついては、当該対応を継続し、植物防疫所における輸入検査を保留し、輸入され
る空海港を管轄する動物検疫所に輸入停止措置の対象品目となるか確認を行いま
す。

記

1 対象地域
ドイツ全域

2 対象品目

- ① 原産国がドイツであって、輸入一時停止中の地域を除く、別添参考資料
に示す清浄地域から日本向けに輸出される穀物のわら、飼料用の乾草及
びそれらが使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合
飼料等）であり、検査証明書の発行日が11月12日以降のもの。

- ② 原産国が、輸入一時停止中の地域を除く別添参考資料に示す清浄地域であって、ドイツから日本向けに輸出される穀物のわら、飼料用の乾草及び、それらが使用された飼料（乾草を使用したペレット、キューブ、配合飼料等）であり、再輸出検査証明書の発行日が11月12日以降のもの。

(参考資料)

家畜伝染病予防法施行規則第43条の表
(穀物のわら及び飼料用の乾燥の動物検疫対応について)

令和7年11月12日現在

	地域	対応
清浄地域	【ヨーロッパ地域】 アイスランド、アイルランド、イタリア、英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る）、オーストリア、オランダ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、リトアニア、リヒテンシュタイン 【南北アメリカ地域】 アメリカ合衆国（アメリカ大陸部分、ハワイ諸島、グアム島に限る）、カナダ、アルゼンチン（サンタクルス州、チュブート州、ティエラデルフエゴ州、ネウケン州、ブエノスアイレス州（パタゴネス市に限る）、リオネグロ州に限る）、エルサルバドル、グアテマラ、コスタリカ、チリ、ドミニカ共和国、ニカラグア、パナマ、ブラジル（サンタ・カタリーナ州に限る）、ベリーズ、ホンジュラス、メキシコ 【オセアニア地域】 オーストラリア、北マリアナ諸島、ニュー・カレドニア、ニュージーランド、バヌアツ	検疫不要
輸入一時停止中の地域	ハンガリー	輸入検査 保留
悪性伝染病発生地域	上記以外の地域	輸入禁止※

※ 農林水産大臣の指定した施設で農林水産大臣の定める基準に従い加熱処理がなされたもので、輸出国政府機関発行の検査証明書のあるものに限り、輸入できます。